

岐阜市貨物自動車運送事業支援金給付要綱

令和4年12月23日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格の高騰により事業継続に大きな影響を受けている市内に営業所を有する貨物自動車運送事業を行う中小企業者を支援するため、予算の範囲内で給付する貨物自動車運送事業支援金（以下「支援金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。

(給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業を行う者であること。
- (2) 市内に営業所を有していること。
- (3) 支援金を受給した後も貨物自動車運送事業を継続すること。

(給付対象事業)

第4条 支援金の給付の対象となる事業（以下「給付対象事業」という。）は、次に掲げる要件を令和4年9月30日において全て満たす自動車（霊きゅう自動車、二輪の自動車及び被けん引車を除く。以下「給付対象自動車」という。）を使用する貨物自動車運送事業とする。

- (1) 市内に使用の本拠の位置を有すること。
 - (2) 有効な自動車検査証の交付を受けていること。
 - (3) 貨物自動車運送事業の用に供するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給付対象事業から除外するものとする。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表の左欄に掲げる給付対象自動車の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(給付の申請)

第6条 規則第4条の規定による申請（以下「申請」という。）は、令和5年1月31日までに岐阜市貨物自動車運送事業支援金給付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 給付対象自動車一覧（様式第2号）
 - (2) 誓約書（様式第3号）
 - (3) 給付対象自動車の自動車検査証の写し
 - (4) 発行の日から3か月以内の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）又は直近の事業年度の法人税確定申告書（別表一）の写し（給付対象者が法人である場合に限る。）
 - (5) 運転免許証、健康保険等の被保険者証、個人番号カードの表面その他の本人確認ができる書類の写し（給付対象者が個人事業主である場合に限る。）
 - (6) 振込先口座通帳の写し
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請は、一の年度につき給付対象自動車1台当たり一回限りとする。
（給付の決定）

第7条 規則第7条の規定による決定通知は、岐阜市貨物自動車運送事業支援金支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（給付の方法）

第8条 支援金の給付は、給付対象者が指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより行うものとする。

（給付手続の特例）

第9条 支援金の給付に係る手続について、規則第15条、第16条及び第18条に規定する手続は、適用しない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

給付対象自動車の支援区分	1台当たりの支援金の額
軽自動車	1,750円
小型車（最大積載量2 t 以下）	2,500円
中型車（最大積載量2 t 超5 t 以下）	9,750円
大型車（最大積載量5 t 超）	17,000円

岐阜市長 様

岐阜市貨物自動車運送事業支援金給付申請書

次のとおり、岐阜市貨物自動車運送事業支援金の給付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 申請者（法人又は個人事業主欄のいずれかに記入してください。）

法人	フリガナ														
	法人名														
	フリガナ						フリガナ								
	代表者役職						代表者氏名								
	資本金額												円		
	法人番号（13桁）														
	本店住所	〒 -													
	担当者 所属部署						フリガナ								
							担当者氏名 （※1）								
個人事業主	フリガナ														
	氏名						生年月日 （西暦）	年 月 日生							
	自宅住所 （※2）	〒 -													
	担当者連絡先（※1）														
	TEL/携帯番号	- -													

※1）本申請に関して問合せに対応できる方をご記入ください。
 ※2）本人確認書類に記載された住所と同じ住所をご記入ください。

2 岐阜市貨物自動車運送事業支援金給付申請金額

	円
--	---

<内訳>

自動車の種類	給付金単価	申請台数	給付金額
軽自動車	1,750		
小型車（最大積載量2 t以下）	2,500		
中型車（最大積載量2 t超5 t以下）	9,750		
大型車（最大積載量5 t超）	17,000		
合 計			

3 給付対象自動車の属する市内営業所住所

市内営業所住所	〒 —
	〒 —
	〒 —

※ 給付対象自動車の属する市内営業所住所が複数あり、記載欄が不足する場合は行を追加して全て記載してください。

4 振込先

振込先	金融機関名 銀行・農協・信用金庫・信用組合
	支店名 本店・支店・出張所
	預金種目 (該当に○) 普通 ・ 当座
	口座番号
	フリガナ
	口座名義人

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(申請者が法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。)また、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付対象自動車一覧 ・ 誓約書 ・ 給付対象自動車の自動車検査証の写し ・ 発行の日から3か月以内の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）又は直近の事業年度の法人税確定申告書（別表一）の写し（申請者が法人である場合に限る。） ・ 運転免許証、健康保険等の被保険者証、個人番号カードの表面その他の本人確認ができる書類の写し（申請者が個人事業主である場合に限る。） ・ 振込先口座通帳の写し（口座番号、名義が確認できる表紙及び表紙をめくった見開きページ） <p>※ 本人確認ができる書類の写しは、申請者の住所と一致しているものがが必要です。 ※ 個人番号が記載されたものは、個人番号部分は塗抹して提出してください。</p>
------	---

申請者名	
------	--

給付対象自動車一覧（軽自動車用）

No.	自動車登録番号				車検有効期間 の満了する日	最大積載量 k g	申請区分	支援金額
	岐阜	400	あ	1111				
記載例	岐阜	400	あ	1111	R5. 1. 15		軽自動車	1,750
1	岐阜						軽自動車	
2	岐阜						軽自動車	
3	岐阜						軽自動車	
4	岐阜						軽自動車	
5	岐阜						軽自動車	
6	岐阜						軽自動車	
7	岐阜						軽自動車	
8	岐阜						軽自動車	
9	岐阜						軽自動車	
10	岐阜						軽自動車	
11	岐阜						軽自動車	
12	岐阜						軽自動車	
13	岐阜						軽自動車	
14	岐阜						軽自動車	
15	岐阜						軽自動車	
16	岐阜						軽自動車	
17	岐阜						軽自動車	
18	岐阜						軽自動車	
19	岐阜						軽自動車	
20	岐阜						軽自動車	
21	岐阜						軽自動車	
22	岐阜						軽自動車	
23	岐阜						軽自動車	
24	岐阜						軽自動車	
25	岐阜						軽自動車	
26	岐阜						軽自動車	
27	岐阜						軽自動車	
28	岐阜						軽自動車	
29	岐阜						軽自動車	
30	岐阜						軽自動車	
31	岐阜						軽自動車	
32	岐阜						軽自動車	
33	岐阜						軽自動車	
軽自動車 申請金額計								
							申請台数	

※この様式に、車検証の写しを添付してください。

※台数が当該様式の記載台数を超える場合は、必要な行を挿入して使用してください。

※この様式には、岐阜市貨物自動車運送事業支援要綱第4条の要件を全て満たす自動車のみを記載してください。

<岐阜市貨物自動車運送事業支援要綱 第4条 抜粋>

（給付対象事業）

第4条 支援金の給付の対象となる事業（以下「給付対象事業」という。）は、次に掲げる要件を令和4年9月30日において全て満たす自動車（霊きゅう自動車、二輪の自動車及び被けん引車を除く。以下「給付対象自動車」という。）を使用する貨物自動車運送事業とする。

- (1) 市内に使用の本拠の位置を有すること。
 - (2) 有効な自動車検査証の交付を受けていること。
 - (3) 貨物自動車運送事業の用に供するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給付対象事業から除外するものとする。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

申請者名	
------	--

給付対象自動車一覧（小型車用 最大積載量2 t以下）

No.	自動車登録番号				車検有効期間 の満了する日	最大積載量 k g	申請区分	支援金額
記載例	岐阜	400	あ	1111	R5.1.15	1,500	小型車	2,500
1	岐阜						小型車	
2	岐阜						小型車	
3	岐阜						小型車	
4	岐阜						小型車	
5	岐阜						小型車	
6	岐阜						小型車	
7	岐阜						小型車	
8	岐阜						小型車	
9	岐阜						小型車	
10	岐阜						小型車	
11	岐阜						小型車	
12	岐阜						小型車	
13	岐阜						小型車	
14	岐阜						小型車	
15	岐阜						小型車	
16	岐阜						小型車	
17	岐阜						小型車	
18	岐阜						小型車	
19	岐阜						小型車	
20	岐阜						小型車	
21	岐阜						小型車	
22	岐阜						小型車	
23	岐阜						小型車	
24	岐阜						小型車	
25	岐阜						小型車	
26	岐阜						小型車	
27	岐阜						小型車	
28	岐阜						小型車	
29	岐阜						小型車	
30	岐阜						小型車	
31	岐阜						小型車	
32	岐阜						小型車	
33	岐阜						小型車	
小型車 申請金額計								
							申請台数	

※この様式に、車検証の写しを添付してください。

※台数が当該様式の記載台数を超える場合は、必要な行を挿入して使用してください。

※この様式には、岐阜市貨物自動車運送事業支援要綱第4条の要件を全て満たす自動車のみを記載してください。

<岐阜市貨物自動車運送事業支援要綱 第4条 抜粋>

（給付対象事業）

第4条 支援金の給付の対象となる事業（以下「給付対象事業」という。）は、次に掲げる要件を令和4年9月30日において全て満たす自動車（霊きゅう自動車、二輪の自動車及び被けん引車を除く。以下「給付対象自動車」という。）を使用する貨物自動車運送事業とする。

- (1) 市内に使用の本拠の位置を有すること。
 - (2) 有効な自動車検査証の交付を受けていること。
 - (3) 貨物自動車運送事業の用に供するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給付対象事業から除外するものとする。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

申請者名	
------	--

給付対象自動車一覧（中型車用 最大積載量2 t超5 t以下）

No.	自動車登録番号				車検有効期間 の満了する日	最大積載量 k g	申請区分	支援金額
記載例	岐阜	100	あ	1111	R5. 1. 15	3,000	中型車	9,750
1	岐阜						中型車	
2	岐阜						中型車	
3	岐阜						中型車	
4	岐阜						中型車	
5	岐阜						中型車	
6	岐阜						中型車	
7	岐阜						中型車	
8	岐阜						中型車	
9	岐阜						中型車	
10	岐阜						中型車	
11	岐阜						中型車	
12	岐阜						中型車	
13	岐阜						中型車	
14	岐阜						中型車	
15	岐阜						中型車	
16	岐阜						中型車	
17	岐阜						中型車	
18	岐阜						中型車	
19	岐阜						中型車	
20	岐阜						中型車	
21	岐阜						中型車	
22	岐阜						中型車	
23	岐阜						中型車	
24	岐阜						中型車	
25	岐阜						中型車	
26	岐阜						中型車	
27	岐阜						中型車	
28	岐阜						中型車	
29	岐阜						中型車	
30	岐阜						中型車	
31	岐阜						中型車	
32	岐阜						中型車	
33	岐阜						中型車	
中型車 申請金額計								
							申請台数	

※この様式に、車検証の写しを添付してください。

※台数が当該様式の記載台数を超える場合は、必要な行を挿入して使用してください。

※この様式には、岐阜市貨物自動車運送事業支援要綱第4条の要件を全て満たす自動車のみを記載してください。

<岐阜市貨物自動車運送事業支援要綱 第4条 抜粋>

（給付対象事業）

第4条 支援金の給付の対象となる事業（以下「給付対象事業」という。）は、次に掲げる要件を令和4年9月30日において全て満たす自動車（霊きゅう自動車、二輪の自動車及び被けん引車を除く。以下「給付対象自動車」という。）を使用する貨物自動車運送事業とする。

- (1) 市内に使用の本拠の位置を有すること。
 - (2) 有効な自動車検査証の交付を受けていること。
 - (3) 貨物自動車運送事業の用に供するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給付対象事業から除外するものとする。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

申請者名	
------	--

給付対象自動車一覧（大型車用 最大積載量5 t 超）

No.	自動車登録番号				車検有効期間 の満了する日	最大積載量 k g	申請区分	支援金額
記載例	岐阜	100	か	1111	R5. 1. 15	16,000	大型車	17,000
1	岐阜						大型車	
2	岐阜						大型車	
3	岐阜						大型車	
4	岐阜						大型車	
5	岐阜						大型車	
6	岐阜						大型車	
7	岐阜						大型車	
8	岐阜						大型車	
9	岐阜						大型車	
10	岐阜						大型車	
11	岐阜						大型車	
12	岐阜						大型車	
13	岐阜						大型車	
14	岐阜						大型車	
15	岐阜						大型車	
16	岐阜						大型車	
17	岐阜						大型車	
18	岐阜						大型車	
19	岐阜						大型車	
20	岐阜						大型車	
21	岐阜						大型車	
22	岐阜						大型車	
23	岐阜						大型車	
24	岐阜						大型車	
25	岐阜						大型車	
26	岐阜						大型車	
27	岐阜						大型車	
28	岐阜						大型車	
29	岐阜						大型車	
30	岐阜						大型車	
31	岐阜						大型車	
32	岐阜						大型車	
33	岐阜						大型車	
大型車 申請金額計								
							申請台数	

※この様式に、車検証の写しを添付してください。

※台数が当該様式の記載台数を超える場合は、必要な行を挿入して使用してください。

※この様式には、岐阜市貨物自動車運送事業支援要綱第4条の要件を全て満たす自動車のみを記載してください。

<岐阜市貨物自動車運送事業支援要綱 第4条 抜粋>

（給付対象事業）

第4条 支援金の給付の対象となる事業（以下「給付対象事業」という。）は、次に掲げる要件を令和4年9月30日において全て満たす自動車（霊きゅう自動車、二輪の自動車及び被けん引車を除く。以下「給付対象自動車」という。）を使用する貨物自動車運送事業とする。

- (1) 市内に使用の本拠の位置を有すること。
 - (2) 有効な自動車検査証の交付を受けていること。
 - (3) 貨物自動車運送事業の用に供するものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、給付対象事業から除外するものとする。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

誓約書

誓約事項

- ・私（当法人）は、本申請に必要な申請要件を全て満たしています。
- ・私（当法人）は、岐阜市補助金等交付規則及び岐阜市貨物自動車運送事業支援金給付要綱の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した内容・情報・資料に偽りはありません。
- ・私（当法人）は、支援金の給付を受けた後も事業を継続する意思があります。
- ・私（当法人）は、支援金の給付後に申請内容に虚偽等が判明した場合は、支援金を返還いたします。また、事業者名等の情報が公表されることに同意します。
- ・私（当法人）は、岐阜市から申請内容及び審査に関する調査・報告・是正のための依頼・措置等の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・私（当法人及び役員又は使用人その他の従業員）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではありません。
- ・私（当法人及び役員又は使用人その他の従業員）は、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- ・私（当法人及び役員又は使用人その他の従業員）は、岐阜市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

誓約事項又は本申請について疑義があるときは、貴市が警察署等に照会することについて承諾します。

私（当法人）は、上記「誓約事項」を遵守する旨、誓約します。

年 月 日

（あて先）岐阜市長

代表者署名（自署）

様

岐阜市長 柴橋 正直 印

岐阜市貨物自動車運送事業支援金支給（不支給）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった支援金の給付については、次のとおり決定したので、岐阜市貨物自動車運送事業支援金給付要綱第7条の規定により通知します。

支援金の交付決定額	
給付の条件 (不支給の場合にあってはその理由)	1 本支援金の給付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等を確認した場合、支援金の給付の決定の取消し、返還を命ずることがあります。
備考	監査委員等が必要と認めたときは、地方自治法等の規定により監査、調査等を行うことがあります。